

# 長岡署からののお知らせ

## こんなハガキは無視して下さい!!



### 総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(わ)251

この度、貴方の利用されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴訟申し入れされたことを本状にて報告いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、あなたの給料、財産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成30年2月2日

民事訴訟管理センター  
東京都千代田区霞が関  
消費者相談窓口 03-  
受付時間 9:00~18:00 (日・祝日を除く)



## ハガキに書かれている番号には絶対に電話しない!

「消費料金未納」などと記載のあるハガキの送付による架空請求詐欺が多発しており、長岡市内でも多数の相談が寄せられています。最近では、ハガキの裏面に「情報保護シール」を貼るなど手口が巧妙化しています。この手口では、犯人が被害者にお金を準備させた後「コンビニ決済」での支払いを指示することが多くなっています。

身に覚えのないハガキが届いたら一人で判断せず  
電話や送金する前に、まず家族や警察に相談して下さい!

**長岡警察署 0258-38-0110**

